

議案第60号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年(2016年)2月25日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の155」を「100分の175」に改める。

第2条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の175」を「100分の165」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(職員の給料月額及び期末手当基礎額の特例)

2 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第2条及び第3条第5項の規定の適用については、第2条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「740,000円」と、同条第3号中「682,000円」とあるのは「647,900円」と、第3条第5項中「100分の20」とあるのは「100分の10」と、「100分の25」とあるのは「100分の12.5」とする。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「689,000円」を「682,000円」に、「655,000円」を「647,900円」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「689,000円」を「682,000円」に、「655,000円」を「647,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中宝塚市特別職の職員の給与に関する条例附則第2項の改正規定、第3条及び第4条の規定 平成28年4月1日

(2) 第2条中宝塚市特別職の職員の給与に関する条例第3条第4項の改正規定 平成28年6月1日

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。